平成２３年（フ）第１３号
愛媛県今治市中寺888番地１　管工事ビル103号、前住所愛媛県今治市大西町新町甲1037番地、前々住所愛媛県今治市大西町新町甲1053番地１
債務者　尾崎　明子
１　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第１６号
愛媛県今治市東鳥生町１丁目７番43号　大永ビル505号、旧住所愛媛県今治市旦甲287番地１
債務者　花本　　良
１　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第１７号
愛媛県今治市松本町２丁目６番地11
債務者　飯尾　裕介
１　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第１９号
愛媛県今治市南高下町４丁目４番28号　ロイヤルガーデンヴィラＢ207号
債務者　岩井　由紀
１　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第２１号
愛媛県今治市唐子台東１丁目19番地10
債務者　瀧本　弥生（旧姓窪田）
１　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第２３号
愛媛県今治市喜田村４丁目８番１号、旧住所愛媛県今治市桜井甲1181番地60
債務者　三宅川　修
１　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第１９号
高知県須崎市多ノ郷甲651番地　市営Ａ―106
債務者　辻　　由美
１　決定年月日時　平成23年５月11日午前11時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第６４号
福岡県飯塚市枝国172番地２　グランシードＢ102号
債務者　平嶋　弘文
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第６６号
福岡県飯塚市柏の森604番地１　真愛コーポＡ－６
債務者　阿部　　明
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第７０号
福岡県飯塚市鹿毛馬809番地
債務者　高林　　毅
１　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第７１号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県住2031号
債務者　永井　小雪
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第７３号
福岡県嘉麻市岩崎1424番地12
債務者　藤春　博文
１　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第７７号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県営明星寺５棟541号
債務者　藤川　啓一
１　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２４号
福岡県直方市大字上頓野1811番地７
債務者　友枝　觀水
１　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１１０号
福岡県久留米市日吉町14番地34　デンタルアートビル４Ｆ
債務者　江渕登希子
１　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１１７号
福岡県久留米市荒木町荒木1552番地３　荒木橋本貸家南号、前住所福岡県久留米市荒木町白口2187番地３
債務者　安徳　美穂（旧姓永田）
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７０９号
大分県別府市浜脇２丁目２番３号　別府浜脇再開発住宅603号
債務者　谷尻　直樹
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係